

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5.11.8	R6.1.10	主税局課税部門が取得又は作成したNPO法人〇〇に関する文書の全て (「法人住民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類」及び「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書」を除く)			1												(1) 東京都情報公開条例第7条第3号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (2) 東京都情報公開条例第7条第6号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都 税事務所法人事業課
2	R5.11.8	R6.1.10	(1) 法人住民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 (2) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書	45		1												(1) 開示しない部分 ア 上記1(1) 所在地、電話番号、法人名、法人番号及び代表者氏名以外の部分 イ 上記1(2) 所在地及び電話番号、法人名及び法人番号、代表者氏名及び定款以外の部分 (2) 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 ア 東京都情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第3号該当 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 イ 条例第7条第6号該当 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都 税事務所法人事業課
3	R6.1.4	R6.1.11	東京都特別区令和5年度地籍図(shapeデータ) 東京都特別区令和3基準年度固定資産税路線価図(shapeデータ)	1	1														主税局資産税部 固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。